

枚方市における

「メリハリのある給与制度」の概要

平成31年3月
枚方市 総務部

1. 基本的な考え方

(1/1)

• 地方公務員の給与制度

職務給の原則



均衡の原則

- ➡ その上で、地方分権の推進や社会の複雑・多様化等に伴い、自治体が担うべき行政事務が増大している中、市民サービスの向上を図っていくためには…

**職員のやる気を引き出し、行政組織の
活性化を図ることが喫緊の課題 !!**

職員の職務と責任に応じた、「**メリハリの
ある給与制度**」の構築が必要不可欠 !!



2. 具体的な取り組みの概要

(1/3)

(1) 行政職給料表の構造見直し

(H31.4実施)

▶ 管理職と非管理職とのメリハリの拡充

- 管理職である課長代理に適用する職務の級を国公5級から6級に変更
- 非管理職である2・3・4級の号給の上限額を引下げ

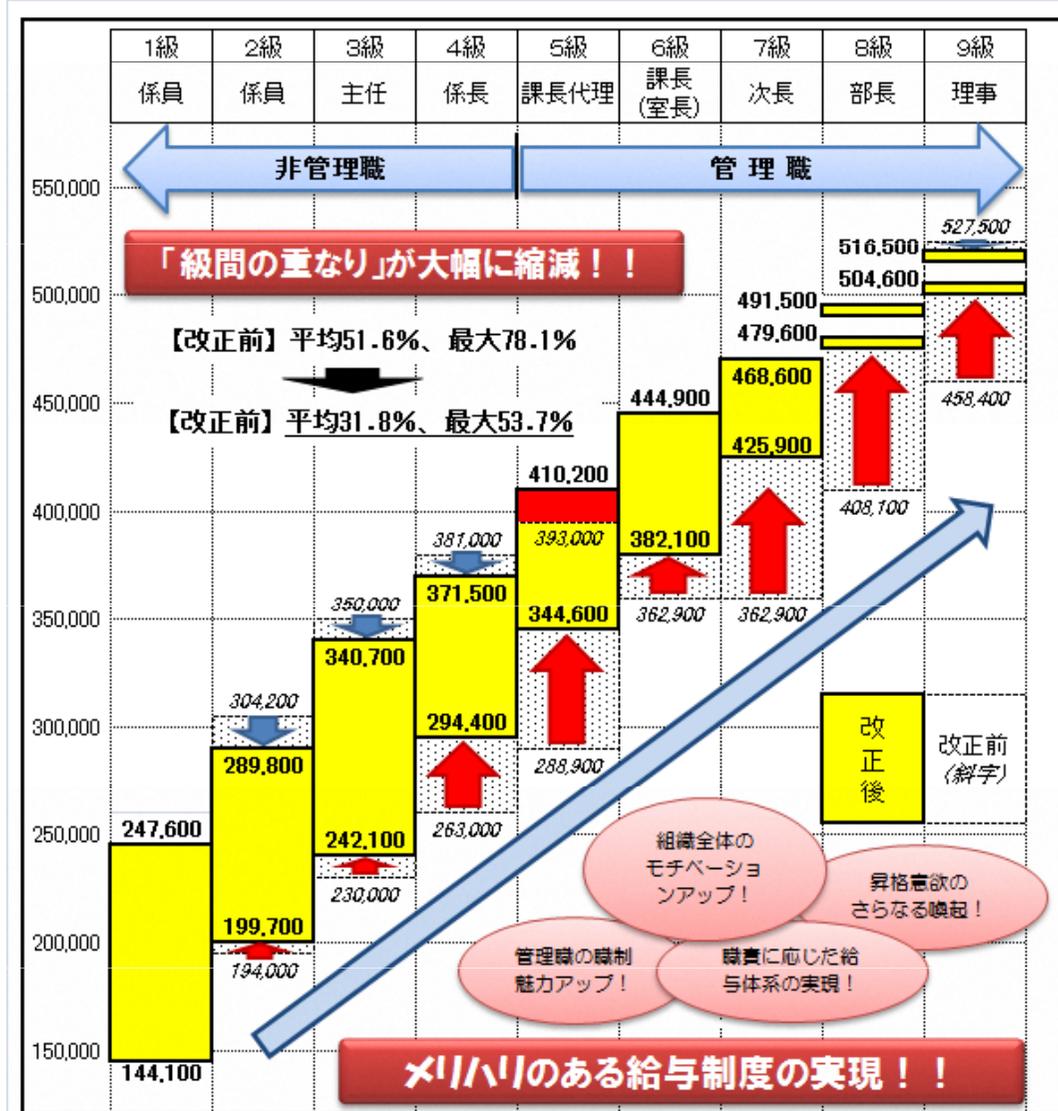
▶ 級間における金額の重なりは是正

- 職制の下位者と上位者との給料の逆転を生じにくくするよう見直し
- 早期に昇格する者に大きな昇格メリットが生じるよう見直し
- 理事・部長級について、定額制を導入

▶ 職制に適用される職務の級の変更等

- 次長級の職務の級を6級から7級に見直すことに伴い、全体の給料表を8級制から9級制に見直し

(一職制一職務の級への対応)



2. 具体的な取り組みの概要

(2/3)

(2) 技能労務職給料表の一元化(H30.4実施)

- 技能労務職員に適用する給料表について、平成30年度より全ての技能労務職員を「技能労務職給料表」に一元化するとともに、さらに基礎自治体における技能労務職員の職務・職責に応じた給料表となるよう、メリハリの利いたものに再構築を行った。

【平成30年3月31日時点】

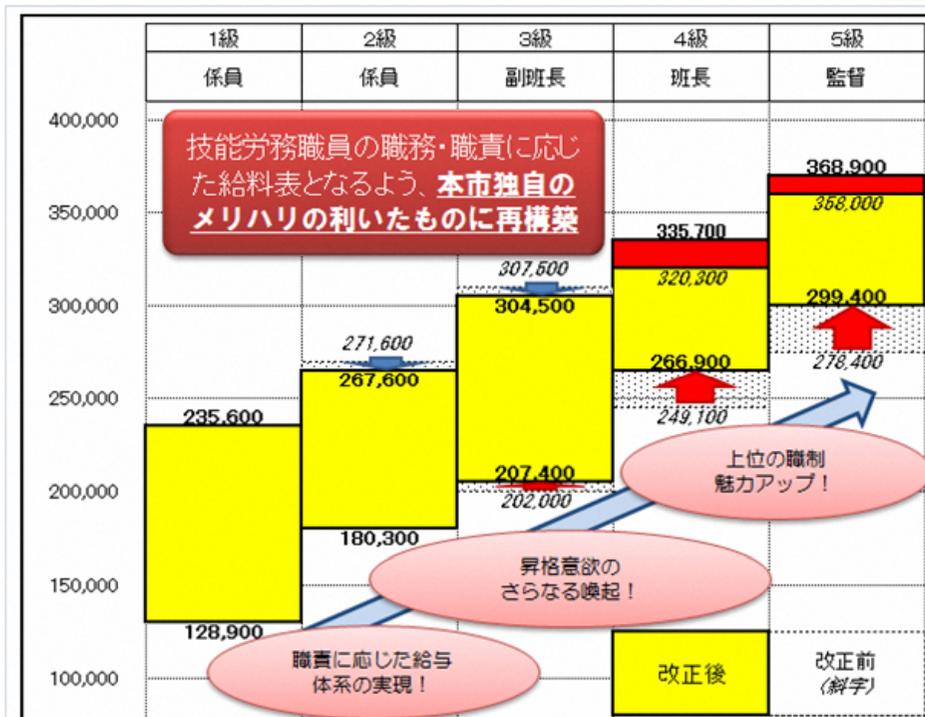
(技)54名 **(行)331名**

「技能労務職給料表」を導入した平成24年以降に採用した技能労務職員には同給料表を適用したが、それ以外の者については従来どおり「行政職給料表」を適用していた。

【平成30年4月1日時点】

(技)385名

全ての技能労務職員に適用する給料表を
「技能労務職給料表」に一元化



(3) 管理職手当の見直し(H31.4実施)

- 職務・職責に応じた給与体系とするため、類似団体の状況も踏まえ、手当額を引上げ

役職	平成30年度迄	平成31年度以降
理事	90,000円	114,000円
部長	87,000円	96,000円
参事	75,000円	80,000円
次長	73,000円	78,000円
副参事	67,000円	70,000円
課長	66,000円	69,000円

※ なお、課長代理の手当額は、平成29年度から50,000円とした。(以前は45,000円)

2. 具体的な取り組みの概要

(3/3)

(4) 現給保障の整理(H31.4実施)

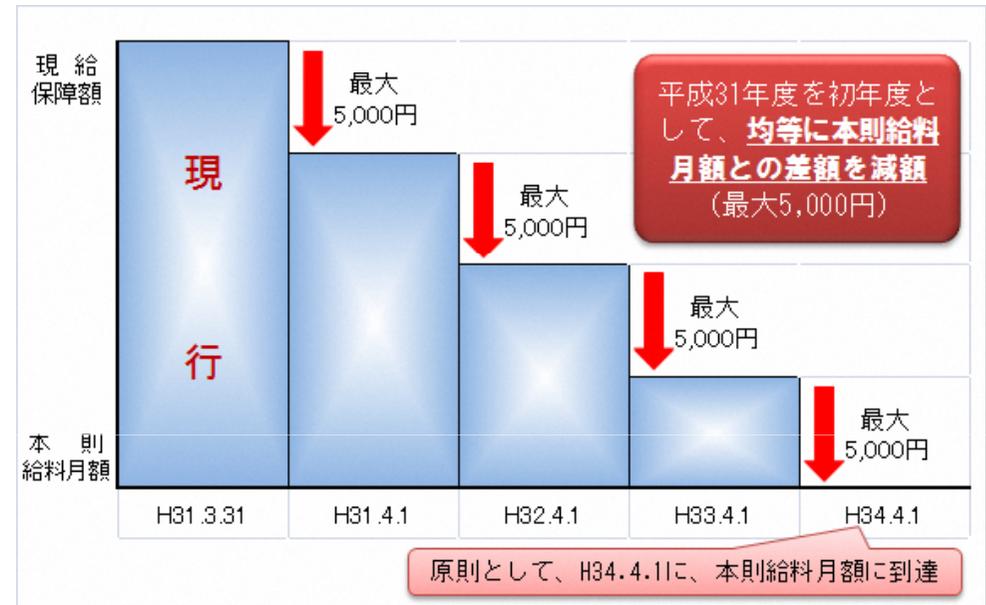
- これまでの給与制度の適正化に伴う激変緩和措置として実施してきた「現給保障」(※)について、原則として平成34年4月1日までに解消を図る

(※) 給与制度の総合的見直し (H27.4)

継ぎ足し号給の廃止 (H29.4)

技能労務職給料表の一元化 (H30.4)

など



～ 取り組みによる効果額 ～

- 以上に示した具体的な取り組みと合わせ、職制の簡素化や管理監督職員の縮減等を基本とする人件費の抑制を行うことにより、**毎年度1億円を上回る効果額(人件費のマイナス効果)を実現!!**

(単位：百万円)

区分／年度	H31	H32	H33	H34	H35	合計
影響額(増要因)	36	51	62	72	80	301
効果額(減要因)	▲139	▲161	▲170	▲178	▲187	▲835
差引	▲103	▲110	▲108	▲106	▲107	▲534

※ 平成36年度以降も、毎年度1億円程度の効果額が継続

『住みたい・住み続けたいまち“ひらかた”』の実現

全ての職員が高い使命感と
強い意欲を持って職務を遂行
する職場風土の形成

「メリハリのある給与制度」の構築



総務部 職員課

直通 841-1290